

2002年8月30日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 富田 博史

**「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」および
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント**

「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」(以下、「会計基準案」)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、「適用指針案」)について下記のようにコメントさせていただきます。よろしくお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

1. 「条件付発行可能潜在株式」の計算設例について

条件付発行可能潜在株式が存在する場合の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算例として、別紙のような転換社債型新株予約権付社債に関する計算を「設例」に加えるべきである。

(理由)

特定の条件を満たした場合に権利行使が可能になる転換証券(以下、「行使制限条項付転換証券」)は、適用指針案第5項で定義されている「条件付発行可能潜在株式」に該当するものと考えられる¹。このうち、発行会社の株価が特定の金額を超えた場合にのみ権利行使が可能になるタイプの債券は、近年米国で多くの発行事例があるのに加え、我が国でも上場会社が新株予約権付社債として発行した事例²がある。こうした状況を鑑みると、今後、我が国でもこのようなタイプの行使制限条項付転換証券の増加が予想される。したがって、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算におけるこのようなタイプの行使制限条項付転換証券の取扱いを設例によって明らかにしておくことは、今後生じ得る実務上の混乱を回避し、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の国際間における比較可能性を確保する観点から有意義である。

¹ 適用指針案 第5項では、「条件付発行可能潜在株式」に「例えば、行使制限条項が付された新株予約権が含まれる」とされており、別紙のようなタイプに代表される行使制限条項付転換証券は条件付発行可能潜在株式に該当するものと考えられる。

² オリックス株式会社により2002年6月に発行された。

2. 「転換証券」の定義について

「転換証券」を“普通株式への転換請求権若しくはこれに準じる権利が付された金融負債又は普通株式以外の株式で、かつ、当該権利と当該金融負債又は普通株式以外の株式が単独に存在しえないもの”と定義し、いわゆる転換社債型新株予約権付社債は、会計処理に係らず「転換証券」に該当することにするべきである。

(理由)

公開草案では、「転換証券」は「…(一括法)により会計処理されたものに限られる」(会計基準案第44項。第11項も同様)されている。また、「転換証券は、一括法により会計処理されたものである…(中略)…一括法により会計処理された新株予約権付社債は、通常、転換社債型新株予約権付社債と呼ばれている」(適用指針案第52項)とされている。

しかし、いわゆる転換社債型新株予約権付社債については、実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」において、発行者が一括法のほか区分法を採用することも認められており、転換社債型新株予約権付社債＝一括法により会計処理されたもの、と位置づけることはできないと考えられる。

また、転換証券を「一括法により会計処理されたもの」と定義すると、経済的に同一の性格を有する証券について、その選択する会計処理により、転換仮定方式あるいは自己株式方式のいずれかが適用される結果となってしまう。

「転換証券」は、むしろ“普通株式への転換請求権若しくはこれに準じる権利が付された金融負債又は普通株式以外の株式で、当該権利と当該金融負債又は普通株式以外の株式が単独に存在しえないもの”と定義したほうが、転換仮定方式の適用趣旨および実務対応報告第1号の記述に整合するのではないかと考える。このような定義によれば、転換証券は、言わば“一括法により会計処理し得るもの”となり、いわゆる転換社債型新株予約権付社債は、発行者が一括法または区分法のいずれを採用しても「転換証券」に該当することになる。

以上

(別紙)

設 例

1. 前提

(1) ~ (4)

公開草案の設例 3 と同じとする。

(5) 転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使の条件として、権利行使する月の前月末の株価が 600 円以上であることが必要である。

(6) X2 年 3 月末日 (期末日) の株価は 570 円であった。

2. 1 株当たり当期純利益の算定

公開草案の設例 3 と同じ (39.49 円) とする。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定

期末を条件期間末とした場合であっても、期末の株価(570 円)は 600 円未満であり、新株予約権の行使条件を満たしていない。また、X2 年 2 月末の株価が仮に 600 円以上であったとしても、期末時点で既に行使可能期間は終了しており、新株予約権は期末時点で行使条件を満たしているとは言えない。したがって、X2 年 3 月期において当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権は潜在株式として認められず、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の開示は行われぬ。

以上